

栃木県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格等の特例

- 1 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生について
地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、栃木県中学校体育連盟（以下、県中体連）に参加を認められた中学生であること。
- 2 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の県中体連主催大会の参加を認める条件について
 - (1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは栃木県当該競技団体（連盟・協会等）に登録されていること。かつ同じ内容で県中体連に登録していること。
 - (2) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、県中体連主催大会に参加を希望する場合は、当該年度4月1日から4月30日までに、県中体連に対し、県中体連主催大会参加登録の申請手続きを行うこと。
参加特例【様式1・2】
※追加登録申請は、7月1日から7月31日までとする。（県新人大会）
※冬季種目登録申請期間を9月1日から9月30日までとする。
 - (3) 申請後、県中体連主催大会参加登録を認定された場合、当該地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）へ認定通知を送付する。登録期間は大会参加登録日から3月31日までとする。分担金（県中体連主催大会参加登録費）として、1競技につき、1,200円を県中体連に納入する。
 - (4) 県中体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (5) 生徒の学齢・修業年限が一致していること（中学校に在籍している生徒であること）。
 - (6) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもと適切に行われていること。
 - (7) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の「Ⅱ 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、(5) 適切な休養日等の設定」を遵守していること。
 - (8) 「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年9月栃木県教育委員会）の「3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、4 適切な休養日の設定」を遵守していること。
 - (9) 「設置する学校に係る運動部活動の方針（市町教育委員会策定）における「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、適切な休養日の設定」等を遵守していること。
 - (10) 予選大会を含む全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - (11) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する生徒は、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、地区予選参加後に、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りでない。
 - (12) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の合同チームの参加は認めない。
 - (13) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、その組織内に県中体連及び各競技専門部と随時連絡が取れる部門を設置し責任者を置くこと。
- 3 県中体連主催大会に参加した場合に守るべき条件について
 - (1) 県中体連主催大会実施要項及び各競技専門部競技規則を遵守し大会の円滑な運営に協力すること。
 - (2) 大会参加にあたって、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を立てておくこと。
 - (3) 大会参加に要する経費は、当該地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が負担すること。
 - (4) 団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）
 - (5) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が大会参加登録する際には、登録用紙に団体代表者の登録市町名を記入する。登録市町は、原則、変更することはできない。
- 4 県中体連主催大会に参加を認めない場合
県中体連申請に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日から適用する。

※2 この特例に則り、競技専門部ごとに大会参加に関する細則を策定する。

※3 この特例は、引き続き検討を行い、改正を行う。